

庄原市ペレットストーブ等購入促進補助金交付要綱 (平成20年7月18日告示第110号)

最終改正:平成23年9月27日告示第126号

改正内容:平成23年9月27日告示第126号[平成23年10月1日]

○庄原市ペレットストーブ等購入促進補助金交付要綱

平成20年7月18日告示第110号

改正

平成21年6月17日告示第98号

平成23年9月27日告示第126号

庄原市ペレットストーブ等購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ペレットストーブ、ペレットボイラー及び薪ストーブ(以下「ペレットストーブ等」という。)を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多面的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化に寄与するため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木質ペレット おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたもの。

(2) ペレットストーブ 木質ペレットを主燃料として使用する設計及び仕様である暖房機。

(3) ペレットボイラー 木質ペレットを主燃料として使用する設計及び仕様で、燃料を燃焼させ容器内の水を加熱し、所要の蒸気又は温水を作る装置。

(4) 薪ストーブ 薪を主燃料として使用する設計及び仕様である暖房機。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者又は事務所を有する法人若しくは団体であること。

(2) ペレットストーブ等の設置場所が市内であること。

(3) 市内の事業者が取り扱うペレットストーブ等を購入すること。

(4) 市税、納付金等を滞納していないこと。(個人設置者は世帯員全員)

(5) ペレットストーブ等の使用状況等について、市が行うモニター調査及び事例発表等の啓発事業に協力できること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、ペレットストーブ等本体の購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ペレットストーブ 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は12万円とする。

(2) ペレットボイラー 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は50万円とする。

(3) 薪ストーブ 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は12万円とする。

(交付申請の手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

(2) 設置機種のカタログ

(3) 市税等に未納がないことを証明する書面

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付額を決定したうえで、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(購入)

第8条 前条に定める交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかにペレットストーブ等を購入し、設置するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成の対象となったペレットストーブ、ペレットボイラー及び薪ストーブ(以下「補助対象ストーブ等」とい

う。)を購入し、設置が完了したときは、実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象ストーブ等の本体の購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経費の内訳、仕様等が確認できる書類の写し
- (2) 申請者が購入したことを証明する領収書の写し
- (3) 補助対象ストーブ等の設置状況を示す写真

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日を経過したとき又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項に定める実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めるときは補助金を交付するものとする。

(定期報告)

第11条 補助事業者は、補助対象ストーブ等の設置から3年の間、当該補助対象ストーブ等の利用状況等について、当該年度の翌年度の5月31日までに、市長が別に定める様式により報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月20日から施行する。

附 則(平成21年6月17日告示第98号)

この告示は、平成21年6月30日から施行する。

附 則(平成23年9月27日告示第126号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

様式(省略)
